

平成十九年七月三日提出  
質問第四六六号

薬害肝炎訴訟の政府の対応に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 薬害肝炎訴訟の政府の対応に関する質問主意書

一 安倍総理は今年三月三十日、いわゆる薬害C型肝炎訴訟について「現実問題として解決できることがあれば努力しなければならない。対応を考えられるところから進めるよう、政府としても検討しなければならない」と述べたと言われている。事実か。事実であれば、その後の「努力」「検討」はどのようにされてきたか。時系列で具体的に「対応」を明らかにされたい。

二 民主党の小沢代表は今年五月十六日、国家基本政策委員会で「政府は（略）早急にこの対応策を取るべき」だと安倍総理に質し、それに対し安倍総理は「国として何ができるか検討していかなければならないと（略）考えている」と答弁した。小沢代表は重ねて「もう考えて検討している間にどんどん病気は進行し、また亡くなる方も増えているわけですので、これは考えている時間を省略いたしました。是非、対応策をきちんとすぐ打ち出していたただけるように要請、お願いをいたします」と要請した。「国として何ができるか検討」したか。「検討」した場合、それは、いつ、どのような場で、どのような内容を検討したか。また「検討」していない場合、それはなぜか。

三 六月二十五日に塩崎官房長官は薬害肝炎原告団に対し、「どんな肝炎対策を講じることができるのか早

期に結論を出す」と述べたが、いつまでに、どのような結論を出すのか。

四 薬害肝炎の患者の方々の最大の願いは医療費助成である。政府は医療費助成に応じるべきと考えるがどうか。

五 薬害肝炎訴訟において、国は和解に応じるべきと考えるがいかかか。  
右質問する。